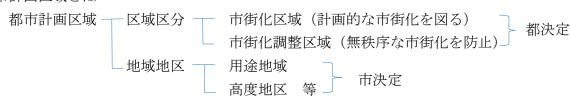
用途地域等一斉見直しについて

1 見直しの概要

○ 都市計画区域とは



○ これまでの一斉見直し

昭和48年度 昭和56年度 平成 元年度 平成 8年度 平成16年度 **令和 6年度**

- ・ 都市計画法の改正等により、概ね8年ごとに用途地域を変更してきました。
- ・ 前回の見直しから 15 年以上が経過し、用途地域の境界根拠としていた地形地物(道路等) の変更が生じているため、一斉見直しを行っています。

2 スケジュール

令和4年度

10月 住民説明会

12月 東京都へ原案提出

令和5年度 法定手続き (説明会、都協議、縦覧、都市計画審議会)

令和6年度

4月頃 都市計画決定・告示